

「私立学校教職員共済法施行令等の一部を改正する政令（案）」に関するパブリックコメント（意見公募手続）の実施について

令和8年8月20日
高等教育局私学部私学行政課私学共済室

この度、文部科学省では、社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律（令和7年法律第74号）における厚生年金保険の被保険者の範囲の拡大等に伴い、私立学校教職員共済制度の加入者の範囲の拡大等に関する政令の改正を予定しています。

ついては、行政手続法第39条などに基き、私立学校教職員共済法施行令等の一部を改正する政令の案について、パブリック・コメント（意見公募手続）を実施いたします。御意見等がございましたら、下記の要領にて御提出ください。

【1. 御意見募集期間】

令和8年8月21日（金）0:00 から令和8年9月19日（土）0:00（必着）

【2. 意見の提出方法】

（1）提出手段 郵送・電子メール

（電話による意見の受付は致しかねますので、御了承ください）

（2）宛先

住所：〒100-8959 東京都千代田区霞ヶ関3-2-2

文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室 宛

電子メールアドレス：sigakuky@mext.go.jp

（判別のため、件名は【私立学校教職員共済法施行令の一部を改正する政令の案への意見】として下さい。また、コンピューターウイルス対策のため、添付ファイルは開くことができません。必ずメール本文に御意見を御記入下さい）

【3. 意見提出様式】

「私立学校教職員共済法施行令等の一部を改正する政令の案への意見」

- ・氏名
- ・性別、年齢
- ・職業（在学中の場合は「高校生」「大学生」など在学する学校段階を表記。）
- ・住所
- ・電話番号
- ・意見

※複数の論点について御意見をお寄せいただく場合には、とりまとめの都合上、論点毎に別様としてください。（1枚1意見、1メール1意見としてください。）

【4. 備考】

- ① 御意見に対して個別には回答致しかねますので、あらかじめ御了承願います。
- ② 御意見については、氏名、住所、電話番号を除いて公表されることがあります。なお、氏名、住所、電話番号については、御意見の内容に不明な点があった場合の連絡以外の用途では使用しません。

（高等教育局私学部私学行政課私学共済室）